

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・投資家の皆様をはじめとする社会全体に対して、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制と株主重視の公正な経営システムを構築し、維持することを重要な施策としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社致知	1,268,800	26.44
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	484,200	10.09
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	355,110	7.40
日本トカストディ銀行(信託口)	265,700	5.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC)	96,460	2.01
KSD-NH	95,400	1.98
竹内 忠夫	70,100	1.46
中西 崇介	65,200	1.35
DALTON KIZUNA(MASTER)FUND LP	55,400	1.15
佐藤 昭三	48,000	1.00

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小林 伸夫	他の会社の出身者													○
鈴木 誠	他の会社の出身者													○
土屋 二郎	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 伸夫	○	○	——	小林信夫氏は法律事務所勤務後、民間設備会社へ転職し、現在同社の代表取締役社長を16年に亘り勤めています。法務全般に明るく会社経営経験も豊富であり、客観的な立場で当社の監査実効性を高めるため独立役員として選定しました。
鈴木 誠	○	○	——	鈴木誠氏は税務署出身であり、主に税務・会計面での客観的な監査が可能なおこと、当社との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係が全くないため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしたため独立役員として選定しました。
土屋 二郎	○	○	——	土屋二郎氏は企業経営に関与した豊富な経験や実績、幅広い知識と相当程度の知見を有しており、客観的かつ中立的視点から社外取締役としての職務を遂行されるものと判断しております。また、同氏は取引所が規定する独立性に関する判断基準のいずれの項目にも該当せず、高い独立性を有しております。従って一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

1. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は監査等委員会と協議をして必要な使用人の配置、補助業務の円滑な遂行が可能な体制を整えるものとする。また、当該使用人については監査等委員会の管轄とし、業務執行取締役等からは独立した立場を確保する。
2. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人が、監査等委員会に報告を行ったことにより不利な取り扱いを受けることがないようにする。
3. 監査等委員会がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした場合、その職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は四半期の監査時期には、定期的に接触し、情報交換や必要に応じて打ち合わせを実施し、連携して相互の監査の実効性を高めております。監査等委員である常勤社外取締役は概ね月に二度のペースで内部監査部門と情報交換又はヒアリング等により業務の状況・適正性を連携し確認しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	3	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	3	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

更新

当社は任意の指名報酬委員会を設置しております。当委員会は、社外取締役(監査等委員)3名と代表取締役社長の合計4名で構成し、社外取締役(監査等委員)が委員長を務めます。年に1回以上開催し、取締役の職務執行状況の評価を行ない、取締役の報酬案の決定、人選についても内容を精査して原案を決定します。当委員会で決定した指名報酬原案を取締役会へ提出し、討議のうえ最終決定します。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当事項に関する補足説明

インセンティブの付与如何によって経営に対する貢献度が変わるとは思われなため実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

前期における当社取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。
 取締役(監査等委員を除く) 4名 62,350千円(役員退職慰労引当金 8,950千円を含んでおります。)
 取締役(監査等委員) 3名 5,240千円(役員退職慰労引当金 440千円を含んでおります。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬決定の方法
 当社の取締役の報酬は、指名報酬委員会を設置して、監査等委員である社外取締役3名と代表取締役社長1名の合計4名で、取締役の報酬について総合的に検討して「取締役報酬原案」を策定します。指名報酬委員会で決定した「取締役報酬原案」をもとに、取締役会で内容を精査して、取締役の個人別の報酬を決定しています。
2. 取締役の報酬について
 当社の事業規模は比較的小さく、売上金額も多くなく、事業環境の変化により従来よりも利益率が低下傾向にあります。そのため現状の事業環境が大きく変化しない限り、取締役の報酬は抑制する方針です。
3. 取締役の報酬の内容
 - ① 報酬等(業績に連動しない金銭報酬)
 - 基本的報酬となる固定報酬(以下 基本報酬という)
 - ・個人別の基本報酬は経常的な売上金額の1%以内とします。
 - ・役職、職責、職務実績、当社での経歴、貢献度を加味して個別に決定します。
 - 役員退職慰労金
 - ・社内規程にもとづいた計算金額を退職時に退職給与として一括支給します。
 - ・個人別の月額基本報酬に役位別の役位別倍率を乗じて、在任年数に乗じて計算します。
 監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬と役員退職慰労金で構成されています。
 - ② 業績連動報酬
 - ・毎期の営業利益金額の2.5%程度を目途に役員賞与として金銭支給しています。
 - ・前期役員賞与総額に、当期の売上高営業利益率の対前期比増減率を乗じて当期の役員賞与総額を決定しています。
 非金銭報酬は支給していません。
4. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針
 毎期安定した利益を上げて安定した株主還元を達成することを目指し基本報酬の比率を高めています。概ね以下の比率で決定しています。

基本報酬	70%程度
役員退職慰労金	15%程度
業績連動報酬(役員賞与)	15%程度
5. 報酬等を支給する時期
 - ・基本報酬は、毎月金銭で固定報酬として支給しています。
 - ・役員退職慰労金は、毎期支給予定額を引当金計上して取締役退任時に一括支給します。
 - ・業績連動報酬は、翌期に開催される定時株主総会終了後、金銭支給します。

なお当社の取締役の報酬等の額は、2015年9月27日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、年額100,000千円以内とすることを決議しております。また、監査等委員である取締役の報酬等の額は、2015年9月27日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、社内の重要事項・方針等の情報を管理グループより文書あるいは口頭にて報告しております。また、社外取締役より資料の提出、説明等の要請があった場合には、即時対応するようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

- (1). 業務執行の状況
 当社の取締役会は原則毎月1回以上開催し、経営全般にわたる方針、計画等の討議決定、月次業績報告及び市場動向・顧客情報等の報告を行っております。
 また、必要に応じて経営会議が開催され、経営環境の変化などに迅速かつ的確に対応しております。
- (2). 内部監査及び監査等委員会監査の状況
 当社では、内部管理体制の強化を図り、経営活動の信頼性・効率性を確保するため、内部牽制機能が適切かつ合理的に機能する組織体制を構築いたしております。また、社内規程の整備状況につきましては、社内業務全般にわたり諸規程を体系的に整備し、明文化されたルールのもとで、各職位が権限と責任を持って業務を遂行しております。

管理グループが社長の任命を受け内部監査を担当しており、担当者は必要に応じて監査等委員会及び監査法人との調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めております。また、1年に最低1回は社内の各部署の内部監査を管理部において実施し、社内規程にしたがって業務が遂行されているか確認を行っております。

(3) 外部監査状況

当社が監査法人A&Aパートナーズと締結した公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は14,000千円であります。また、当該業務以外の業務に基づく報酬はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人

指定社員 業務執行社員:佐藤 禎、岡 賢 治 (監査法人A&Aパートナーズ)

監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 2名 その他監査従事者 7名

(4) 指名、報酬等の決定について

当社は任意の指名報酬委員会を設置しております。当委員会は、社外取締役(監査等委員)3名と代表取締役社長の合計4名で構成し、社外取締役(監査等委員)が委員長を務めます。年に1回以上開催し、取締役の職務執行状況の評価を行ない、取締役の報酬案の決定、人選についても内容を精査して原案を決定します。当委員会で決定した指名報酬原案を取締役会へ提出し、討議のうえ最終決定します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査等委員である社外取締役3名が取締役会に出席し議決権を行使することで、業務執行取締役の職務執行に対する監督を強化するとともに、一方で重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することで経営の意思決定と業務執行の機動性を確保し、有効なコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は、株主様にできるだけご参加いただけますように土曜日の設定としております。(第31期定時株主総会は、2021年9月25日土曜日午後1時より開催致しました。)
その他	当社公式サイトに株主総会招集ご通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	一年に1回の定期的な説明会を日本アナリスト協会主催で開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報・決算情報以外の適時開示資料・株主総会招集通知・有価証券報告書・四半期報告書・アナリスト・機関投資家向け説明会の要旨及び説明会資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役3名で監査等委員会を設置しております。監査等委員である取締役は全ての取締役会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の業務執行の監督をし、必要に応じて意見を述べ、社内の内部監査部門、会計監査人と連携をして実効性のある監査を行っております。

また、社内機関による定期審査に加えて、内部品質監査も定期的を実施しております。内部品質監査は製造部門、営業部門等の品質マネジメントシステムの遵守状況、有効性をチェックし、継続的改善を図ることを目的として、随時十分な管理が行われる体制になっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社は、社会秩序や企業活動の健全性に脅威を与える反社会的勢力及びその団体を遮断し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、断固として要求に応じない姿勢を維持する。

(2) 反社会的勢力の要求には、組織として対応を図るとともに、所轄警察署等の外部専門家と連携して、社内体制の整備を行うものとする。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

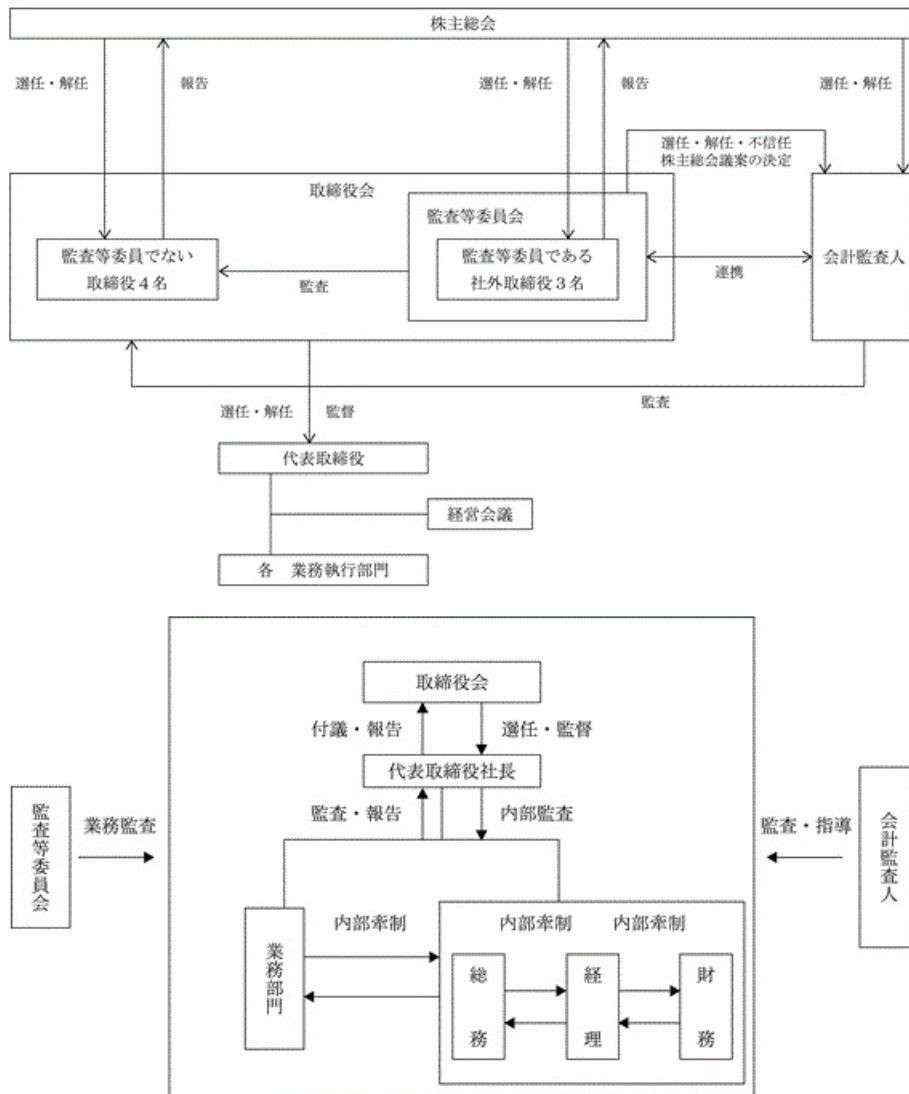
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

買収防衛策は導入しておりません。



【適時開示体制の模式図】

